

認定審査は、行方不明者捜索及び自然災害出動時にハンドラーとサーチドッグが現場で適切な作業能力を維持し活動できる事を目的とし、NPO法人 日本サーチドッグアソシエーションが認定するものである。

1. 認定制度の目的

捜索作業に必要な知識と技術を持つハンドラーと、捜索作業に適した実践能力のあるサーチドッグの適性を確認し、社会的認知度を深めるために厳正且つ客観的に認定審査を行う事を目的とする。

2. 認定の種類

自然災害出動時や行方不明者捜索に適性がある事を認定したハンドラーとサーチドッグを以下のカテゴリーごとに認定を行う。

- エアセントドッグ

自然災害時に倒壊した建物に閉じ込められた人や、登山中の行方不明者などの浮遊臭を捉える捜索が可能なサーチドッグとハンドラー。

- トレーリングドッグ

山間部や市街地で特定された行方不明者の臭跡を捉える捜索が可能なサーチドッグとハンドラー。

- HRDサーチドッグ

発災から長時間経過した行方不明者の残留臭を捉える捜索が可能なサーチドッグとハンドラー。

3. 適性試験

認定審査会に出陳する為には、適性試験を合格する必要がある。
別途に定める適性試験規定に基づき、審査員が指定した日時や場所において随時受験が出来る事とする。

また適性試験の受験には会員資格は問わないものとする。

4. 認定審査会

認定審査会は少なくとも年間2回の審査会を開催する。

5. 出陳資格

認定審査に出陳する場合は以下の条件を満たす必要がある。

1. 18歳以上で、捜索活動に支障なく従事できる健康な状態であること。
2. 認定審査に関わっていないこと。
3. 当会の定款に反していないこと。
4. 適性試験に合格していること。
5. 基本的に犬の所有者でありハンドラーであること。
6. 所有者以外の第三者がハンドラーとして出陳する場合は所有者から第三者への委任状を必須とする。
7. 会員資格は問わないものとする。

6. 認定手続き

NPO法人 日本サーチドッグアソシエーション主催の各認定審査会において審査規定に基づき合格したハンドラーとサーチドッグに対して交付されるライセンスカードをもって認定登録を行い、公式なハンドラーとサーチドッグとして活動することができる。

但し非会員が認定審査に合格し認定を希望する場合は、速やかに当会への入会手続きを行った上で認定登録を行う。

また犬の所有者とハンドラーが異なる場合は、双方ともに会員である必要がある。

7. 活動範囲

認定されたハンドラー並びにサーチドッグは、会員であることを前提とし出動・防災訓練・広報活動などの公式な対外活動ができる。

8. 審査規定

審査規定は適性試験・服従試験・各種捜索試験は別途定め、規定内容を変更する場合は少なくとも3か月前までに通達する。

9. 審査評価

審査評価は各審査後に合否に関わらず出陳者に講評する。

10. 認定期間

認定は認定審査会で認定された日から2年間としライセンスカードに記載する。

11. ハンドラー並びにサーチドッグの責務

1. 当会の活動に積極的に参加し社会的認知度の向上に努めるものとする。
2. 当会主催の定期訓練会または合同訓練会に毎年1回以上の参加をし能力維持に努めるものとする。

12. 認定費用

認定審査会で審査を受けようとする場合は、別途定める出陳料及び登録料を申し込みの際に支払うものとする。

但し、非会員の場合は出陳料のみとし、登録希望の場合は入会手続きと同時に登録手続きに必要な費用を支払うものとする。

13. 認定資格喪失

認定期間内に資格喪失となるのは以下の通りとする。

1. サーチドッグの所有者またはハンドラーが退会した場合。
2. 犬またはハンドラーの傷病・死亡の場合。
傷病の場合はその程度により理事会で判断する。
3. 譲渡により活動が不可能になった場合。

14. 認定資格取り消し

認定期間内において認定が取り消し対象となるのは以下の通りとする。

1. 1年以上訓練会に参加しなかった場合。
2. 認定審査部が不適格とした場合。
3. 理事会で会員（ハンドラー）が不適格とした場合。
4. 上記いずれかに該当した場合は理事会において該当者の弁明を確認した上で決定し通知する。

15. 欠格期間

認定取り消しとなった場合は、欠格期間も同時に決定し通知する。

16. 認定返上

サーチドッグの所有者及びハンドラーより認定返上の申し出があった場合には理事会で協議し可否を決定する。

17. 経過措置

この制度が定着するまでの期間は以下のような特例措置で取り扱う。

1. 地域ごとの認定審査会の開催。
2. 過去の評価試験に合格または当会が認めた他団体認定に合格し認定審査部が能力の維持を確認できたサーチドッグ並びにハンドラーは認定の有効期間を維持する

18. 施行日

この制度は、2023年01月01日より施行する。